

令和六年度監査の結果に基づき講じた措置について、広島県知事及び広島県教育委員会から通知があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十四項の規定により、その内容を別冊のとおり公表する。

令和八年三月二日

同	同	同	広島県監査委員
三	門	福	森
田	前	知	川
利		基	家
江		弘	忠
子	智		